

## 商品概要説明書

J Aはだの農業応援定期貯金＜大口定期貯金＞

(2019年3月1日現在)

|   |   |
|---|---|
| 商品名   | ・ J Aはだの農業応援定期貯金＜大口定期＞  |
| ご利用いただける方   | ・ 個人に限ります。  |
| 期間  | ・ 1年の定型方式<br>・ 自動継続（元金継続または元利金継続）のみのお取扱いとなります。  |
| 預入方法<br>（1）預入方法<br>（2）預入金額<br>（3）預入単位   | ・ 一括預入<br>・ 1,000万円以上<br>・ 1円以上   |
| 払戻方法  | ・ 満期日以後に一括して払い戻します。   |
| 利息<br>（1）適用金利<br>（約定利率）<br>（2）継続後の<br>適用金利<br>（3）利払頻度<br>（4）計算方法<br>（5）税金<br>（6）金利情報の<br>入手方法 | ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。<br>・ 継続後の適用金利は、継続時における大口定期貯金の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。<br>・ 満期日以後に一括して支払います。<br>・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。<br>・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。<br>※2037年12月31日までの適用となります。<br>・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。  |
| 手数料   | —   |
| 付加できる特約事項   | ・ 総合口座の担保にすることができます。<br>（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）<br>・ マル優の取扱いはできません。  |
| 中途解約時の取扱い   | ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の（1）および（2）の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。<br>（1）次の預入期間に応じた利率<br>A 6か月未満 解約日における普通貯金利率<br>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%<br>（2）<br>約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$<br><br>（注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。 |
| 貯金保険制度<br>（公的制度）  | ・ 保護対象<br>当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>苦情処理措置および<br/>紛争解決措置の内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総合リスク管理課（電話：0463-81-7712）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県 J A バンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理課または神奈川県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p> |
| <p>その他参考となる<br/>事項</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A T M では取扱いを行っていません。</li> <li>・ 法令により運転免許証など本人であることが確認できる公的書類（原本に限る）をご提示いただきます。<br/>また、当 J A と初めてお取引いただく際などにも本人であることを確認させていただきます。</li> <li>・ 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。<br/>なお、満期時以後の利息は解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>   |

詳しくは、窓口・渉外担当者へおたずねください。

J A はだの